



HELLO, NEW CITY.

新しいまちの暮らし

スーパースマートシティうつのみや始動

住めば  
愉快だ  
宇都宮

UTSUNOMIYA

保育施設等に対するおむつ処分費用等の補助事業の実施について

令和5年1月23日

**保護者・保育士の負担軽減により保育環境の充実を図ります！**

～「使用済みおむつの保護者持ち帰り廃止」に向けた支援を開始～

現在、保育施設等における保育中に発生する園児のおむつの処分については、「園で処分」「保護者が持ち帰り処分」と各園によって対応が様々です。

本市では、「園で処分」を促進するための補助制度を創設し、おむつの保護者持ち帰りに係る「保護者及び保育士の負担軽減」や、「感染症等の衛生上のリスク低減」を図ることにより、保育サービスの更なる向上と保育環境の充実につなげていくための支援を行います。

**<保育施設等に対するおむつ処分費用等補助事業の概要>**

県内初！  
中核市でも先進的！

目的	保育施設等のおむつ処分について、『現状、保護者持ち帰りとしている施設の処分方法の見直しを促進』するとともに、『現状、園処分としている施設の継続的な実施を支援』するため、おむつの園処分に係る費用を補助するもの
対象	市内の民間保育施設等（保育所、認定こども園及び地域型保育事業）で、使用済みおむつの園処分を実施する施設
補助内容	①おむつの処理費用【毎年度継続】 対象園児（0～2歳児）1人あたり月額350円 ・回収委託料又は廃棄物処理手数料 ・その他、おむつ処理に要する費用 ②保管用ダストボックス等の購入【初回のみ】 ダストボックスなどおむつの園処分のために必要な備品等の購入費用全額（上限20万円/施設）
補助開始	令和5年2月～

施設が当該補助を受けることにより、おむつの持ち帰りや処分費用などの保護者の負担が大きく軽減されます！

**○ スケジュール**

令和 5年 1月～ 各施設等への案内周知

2月～ （順次）交付申請受付開始

※申請手続きなどの詳細については、対象施設に直接案内します。

子ども部保育課